

介護福祉士を目指す方を応援します!

《介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の内容》

貸付額

20万円以内

【実務者研修受講中に1回】

貸付期間

介護福祉士実務者研修を受講している期間

返還免除の要件

- ① 実務者研修を終了した日から1年以内に※
- ② 千葉県内において
- ③ 介護福祉士の資格を取得し
- ④ 介護の業務に以後2年間以上従事した場合

※実務経験年数を満たしていない方は、介護福祉士の受験資格を得てからになります。



貸付金の全額が返還免除されます。

貸付対象となる経費

実務者研修の受講料、教材費、参考図書、学用品、交通費、受験対策講座の受講料、国家試験の受験手数料 など…

受講する介護福祉士実務者研修施設を通じて申し込みしていただきます。
(養成施設の推薦が必要です。)

詳しくは、受講を予定している介護福祉士実務者研修施設にご相談してください。

お問合せ先
申 込 先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号 TEL 043-244-2945

千葉県社会福祉協議会ホームページ <http://chibakenshakyo.net/>